

令和5年11月

定期監査
結果報告書

恵庭市監査委員

目 次

	(頁)
定期監査（財務事務）報告書 《10月実施》	1
定期監査（工事实地）報告書	8

恵 監 第 6 3 号
令和 5 年 1 1 月 2 1 日

恵庭市長	原 田 裕 様
恵庭市議会議長	長 谷 文 子 様
恵庭市教育委員会教育長	岩 渕 隆 様
恵庭市選挙管理委員会委員長	原 浩 司 様
恵庭市農業委員会会長	西 口 雅 樹 様
恵庭市公平委員会委員長	内 倉 真裕美 様

恵庭市監査委員 北 林 剛

恵庭市監査委員 川 股 洋 一

令和 5 年度定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条並びに恵庭市監査基準に基づく定期監査（財務事務、工事实地）を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出します。

定期監査（財務事務）報告書 《10月実施》

1. 監査の期間

令和5年10月23日～11月8日

2. 監査の対象

部	監査日	課
総務部	10月25日	財政課
生活環境部	10月25日	生活環境課、島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所 脱炭素推進課、廃棄物管理課
	10月30日	市民課
経済部	10月23日	花と緑・観光課
	10月26日	農政課、商工労働課
建設部	10月23日	土木課、公園緑地課、建築課、市営住宅課
	10月26日	管理課、事業調整課
消防本部・消防署	10月27日	総務課（第3分団・第4分団・第5分団）、予防課、警防課 組織改革推進室、消防救助1課・消防救助2課、防火推進課 救急指令1課・救急指令2課

3. 監査の実施場所

監査委員室、消防本部応接会議室

4. 監査の内容

（1）監査対象事務

令和5年度上半期に執行された収入・支出事務、財産管理事務及びその他関連事務

（2）監査の着眼点等

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が、関係法令及び予算等に基づき適正に執行されているかを着眼点とし、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、令和3年度に「鍵の保管と管理状況」をテーマに行政監査を実施し、管財・契約課が作成した「鍵の管理方針について」（令和5年4月1日から運用）により、対象課の鍵の台帳、貸与簿等の作成状況等について監査を実施した。

（3）監査の方法

監査は、事前に着眼点等を通知し、所定の様式に基づく定期監査資料等の提出を求め、書類監査を行い、併せて事前に指定した諸帳簿の整備状況等を調査し、その後、関係職員から内容を聴取した。

5. 監査委員の除斥

監査の実施にあたり、川股監査委員は消防団員であることから、消防本部・署の各課の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

6. 監査の結果

監査の結果は、全般的に概ね適正に執行されていると認められたが、一部において指摘事項等があったことから、令和5年1月2日に監査結果の講評を所管部課を対象に行い、その内容を説明し改善等を促した。

「火災、盗難、不適切な事務処理等にかかる事故調書」の監査については、前年度定期監査以降に発生した財務事務等に関する事件・事故等を対象に行った。対象課から報告された事故等への対応策の取組みについては、着実に実施されたい。

監査結果については、令和5年1月8日付で文書により所属長等に通知した。

各部課別の監査結果は次のとおりである。

※ 次項以降の（ ）内の課名表記は監査対象課である。課名表記のない項目は全課対象としている。

総務部	財政課
-----	-----

(1) 職員の配置状況

職員の配置状況、時間外勤務及び休暇取得状況等について説明を受けた。

(2) 予算の執行状況

「課別科目別歳入一覧表」、「課別事業別歳出一覧表」及び「予算流用調書」により、予算の執行状況の説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(3) 支出事務

①旅費の支出事務

出張命令簿等を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

②負担金補助及び交付金の支出事務

「負担金・補助金・交付金調書」により説明を受け聴取し、適正に執行されていると認められた。

(4) 契約事務

「委託契約調書」、「物品等契約調書」により説明を受け聴取し、適正に処理されていると認められた。

(5) 財産管理事務

備品台帳を調査した結果、適正に管理・整備されていると認められた。

(6) 台帳及び諸帳簿の整備

前記台帳等の他、時間外勤務報告書（写）、被服管理簿を調査した結果、適正に記帳・整備されていると認められた。

(1) 職員の配置状況

職員、再任用職員、会計年度任用職員の配置状況、時間外勤務及び休暇取得状況等について説明を受けた。

(2) 予算の執行状況

「課別科目別歳入一覧表」、「課別事業別歳出一覧表」及び「予算流用調書」により、予算の執行状況の説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(3) 収入事務

主として現金取扱事務を対象に、現金引継簿、つり銭保管金を調査した結果、適正に処理されていると認められた。（生活環境課、市民課、島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所）

空家等緊急保全措置費用納入金について、所管課の債権管理の状況等を「未納額調書」により聴取した。（生活環境課）

(4) 支出事務**①旅費の支出事務**

出張命令簿等を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

②負担金補助及び交付金の支出事務

「負担金・補助金・交付金調書」により説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(5) 契約事務

「委託契約調書」、「物品等契約調書」及び「工事請負調書」により説明を受け聴取した結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の指導事項について講評を行い改善を促した。

《指導事項》

・エコバス車両の更新に伴い現行バスは運行业者1者随意契約により売払いしているが、競争性を確保するため、見積合わせにより売払いを執行されたい。（生活環境課）

(6) 財産管理事務

備品台帳、切手受払簿等を調査した結果、適正に管理・整備されていると認められた。

(7) 台帳及び諸帳簿の整備

前記台帳等の他、時間外勤務報告書（写）、被服管理簿、会計年度任用職員出勤簿・休暇処理簿、公用車使用簿等を調査した結果、概ね適正に記帳・整備されていると認められたが、鍵の管理等について次の指導事項があったことから講評を行い改善を促した。

《指導事項》

・市から委託業務により貸与している交通公園の鍵の管理について貸出簿が作成されていないことから、「鍵の管理方針について」に基づき貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。

（生活環境課）

- ・市から指定管理事業者に貸与している施設の鍵の管理について貸出簿が作成されていないことから、「鍵の管理方針について」に基づき貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。
(市民課)

経済部

農政課、商工労働課、花と緑・観光課

(1) 職員の配置状況

職員、再任用職員、会計年度任用職員の配置状況、時間外勤務及び休暇取得状況等について説明を受けた。

(2) 予算の執行状況

「課別科目別歳入一覧表」、「課別事業別歳出一覧表」及び「予算流用調書」により、予算の執行状況の説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(3) 支出事務

①旅費の支出事務

出張命令簿等を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

②負担金補助及び交付金の支出事務

「負担金・補助金・交付金調書」により説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(4) 契約事務

「委託契約調書」、「物品等契約調書」及び「工事請負調書」により説明を受け聴取した結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の検討事項があったことから講評を行い検討を促した。

《検討事項》

- ・教育旅行受入促進事業（台湾経済交流推進事務）委託業務において情報サイトENIWA EYEでの情報発信が行われているが、更新されていないコンテンツが散見されることから、適宜更新され恵庭の魅力発信をされるよう検討されたい。（商工労働課）

(5) 財産管理事務

備品台帳、切手受払簿等を調査した結果、概ね適正に管理・整備されていると認められたが、財産の適切な管理及び事務事業の効率的な運用について、次の検討事項があったことから講評を行い検討を促した。

《検討事項》

- ・アライグマの箱罍の貸与について基準・要領等が整理されていないことから、一定の貸出ルールについて検討されたい。（農政課）

(6) 台帳及び諸帳簿の整備

前記台帳等の他、時間外勤務報告書（写）、被服管理簿、会計年度任用職員出勤簿・休暇処理簿、公用車使用簿等を調査した結果、概ね適正に記帳・整備されていると認められたが、鍵の管理等について、次の指導事項があったことから講評を行い改善を促した。

《指導事項》

- ・市から指定管理事業者に貸与している施設の鍵の管理について一部不備があることから、「鍵の管理方針について」に基づき適切に貸出状況を確認できる貸出簿を作成し、定期的に確認されたい。（花と緑・観光課）

建設部

管理課、公園緑地課、土木課、建築課、市営住宅課、事業調整課

(1) 職員の配置状況

職員、会計年度任用職員の配置状況、時間外勤務及び休暇取得状況等について説明を受けた。

(2) 予算の執行状況

「課別科目別歳入一覧表」、「課別事業別歳出一覧表」及び「予算流用調書」により、予算の執行状況の説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(3) 収入事務

主として現金取扱事務を対象に、現金引継簿、つり銭保管金を調査した結果、適正に処理されていると認められた。（管理課、市営住宅課）

(4) 住宅使用料等収納・管理事務

市営住宅使用料等の収納事務について、「未納額調書（過年度分）」により説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。入居者からの敷金の管理等については、次の指摘事項があったことから講評を行い改善を促した。

《指摘事項》

- ・市営住宅敷金において財務会計システムと市営住宅管理システムの額が一致していないことから、その要因を明確にされ敷金の適正な管理について改善を図られたい。（市営住宅課）

(5) 支出事務

①旅費の支出事務

出張命令簿等を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

②負担金補助及び交付金の支出事務

「負担金・補助金・交付金調書」により説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

(6) 契約事務

「委託契約調書」、「物品等契約調書」及び「工事請負調書」により説明を受け聴取した結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の検討事項があったことから講評を行い検討を促した。

《検討事項》

・かつら公園のトイレ改修工事実施設計委託について、契約締結後に構造上の問題から施設内での多目的トイレの新設は困難となり大幅な契約変更となったことから、建物の事前調査を徹底するよう検討されたい。（建築課、公園緑地課）

なお、柏陽団地残置物撤去委託業務に関連して市営住宅入居者の残置物の取扱いについて、次の検討事項があったことから講評を行い検討を促した。

《検討事項》

・市営住宅入居者の残置物について、法的な問題があり市において容易に処分することができないことから、円滑に処理できるよう今後の取扱いについて検討されたい。（市営住宅課）

（7）財産管理事務

備品台帳、切手受払簿等を調査した結果、適正に管理・整備されていると認められた。

（8）台帳及び諸帳簿の整備

前記台帳等の他、時間外勤務報告書（写）、被服管理簿、会計年度任用職員出勤簿・休暇処理簿、公用車使用簿等を調査の結果、概ね適正に記帳・整備されていると認められたが、一部の書類に記載漏れ等があり、口頭で改善を促した。

消防本部・消防署

総務課（第3分団・第4分団・第5分団）、警防課、予防課
組織改革推進室、消防救助1課・消防救助2課
防火推進課、救急指令1課・救急指令2課

（1）職員の配置状況

職員、再任用職員、会計年度任用職員の配置状況、時間外勤務及び休暇取得状況について説明を受けた。

（2）予算の執行状況

「課別科目別歳入一覧表」、「課別事業別歳出一覧表」及び「予算流用調書」により、予算の執行状況の説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

（3）収入事務

主として現金取扱事務を対象に、現金引継簿、つり銭保管金を調査した結果、適正に処理されていると認められた。（総務課）

（4）支出事務

①旅費の支出事務

出張命令簿等を調査した結果、適正に処理されていると認められた。

②負担金補助及び交付金の支出事務

「負担金・補助金・交付金調書」により説明を受け聴取した結果、適正に執行されていると認められた。

③その他支出事務

消防職員の制服の貸与について、次の検討事項があったことから講評を行い検討を促した。

《検討事項》

- ・消防職員制服用のネクタイを貸与しているが、「消防職員の服制に関する規則」には明記されていないことから明確な規定について検討されたい。（総務課）

（5）契約事務

「委託契約調書」、「物品等契約調書」及び「工事請負調書」により説明を受け聴取した結果、適正に処理されていると認められた。

（6）財産管理事務

備品台帳、切手受払簿等を調査した結果、適正に管理・整備されていると認められた。

（7）事故等の発生と対応

事故等の発生状況等について対象課よの説明を受けたが、次の指導事項があったことから講評を行い改善を促した。

《指導事項》

- ・緊急車両に交付される「緊急自動車届出確認書」を受領する前に緊急走行していたことから、確認方法や決裁方法など見直しされ、再発防止の対応について徹底されたい。（警防課）

（8）台帳及び諸帳簿の整備

前記台帳等の他、時間外勤務報告書（写）、被服貸与原簿、会計年度任用職員出勤簿・休暇処理簿、機関日誌等を調査した結果、適正に記帳・整備されていると認められた。

定期監査（工事实地）報告書

1. 監査の期間

令和5年9月6日～11月8日

2. 監査の対象

令和5年度に契約した施工中の工事の内、次の工事を抽出し、監査対象とした。

工事名	工期	契約金額(円)	対象部課
恵庭跨線橋補修工事	令和5年5月1日～ 令和5年11月20日	123,420,000	建設部土木課
戸磯軽工業団地3号線整備工事	令和5年7月3日～ 令和5年10月2日	21,780,000	建設部土木課
市営住宅寿第1団地1号棟屋根外壁改修工事	令和5年5月22日～ 令和5年11月17日	73,370,000	建設部建築課
消防署・島松出張所・南出張所改修工事の内建築工事	令和5年5月31日～ 令和5年12月26日	90,948,000	建設部建築課
桜町地区配水管布設替工事	令和5年6月19日～ 令和5年10月16日	42,955,000	水道部上水道課
恵庭市公共下水道事業 新町・京町地区管渠布設工事	令和5年6月13日～ 令和5年12月20日	88,440,000	水道部下水道課

※監査実施時点の工期、契約金額である。

3. 監査の内容

(1) 監査対象事務

令和5年度の工事の計画、入札・契約、設計、積算、施工等に係る事務

(2) 監査の着眼点等

工事に係る事務が法令等に準拠しているか、工事が適切かつ効率的、経済的に執行されているかを着眼点とし、監査を実施した。

(3) 監査の方法

監査は事前に着眼点等を通知し、関係書類を徴集の上、書類監査を行った。その後現地調査を行い、担当職員及び施工業者から工事の施工状況及び安全管理等の確認を行った。

4. 監査の結果

監査の結果、監査対象とした工事については、適正に執行されていると認められた。

監査結果については、令和5年11月8日付で文書により所属長等に通知した。